

第2回総務経済常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和8年5月27日（水曜） 午前9時30分 開会		
	休 憩 10:36-10:37 10:37-10:50		
	午前10時57分 閉会		
	休憩時間： 0時間14分 会議時間： 1時13分		
会 議 場 所	役場3階委員会室		
出 席 委 員 氏 名	委員長 木村 淳彦	委 員 伊藤 稔	
	副委員長 堀切 忠	委 員 菊池 秀明	
	委 員 正村紀美子	委 員 鈴木 健充	
	委 員 早苗 豊		議 長 梶澤 幸治
説 明 員	総務課長	佐々木 快治	
	契約法制係長	街道 孝政	
参 考 人			
欠 席 委 員 氏 名			
事務局職員	事務局長 安田敦史	総務係主査 大石真澄	

『会議に付した事件と会議結果など』

1 開 会

委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

2 議 件

(1) 調査事項

ア 契約事務について

資料 1-1, 1-2

- ・ 総務課長：概要について説明。
- ・ 契約法制係長：資料について説明。

- ・ 委員長：初めに資料 1-1 について、質疑はないか。
- ・ 菊池委員：長期継続は利便性があるが、競争性の低下など懸念がある。このあたりへの対応策は。
- ・ 総務課長：条例規則にのっとり、個別具体の契約の形を示しながら採用している。3 から5年程度の短期間で更新することで対応している。
- ・ 菊池委員：毎年度契約相手を変えると業務履行に支障があるとは、どのように判断するのか。
- ・ 総務課長：担当課がどのように判断するか、あわせて、総務課も相談には応じる。契約審査会のなかで妥当性を判断している。
- ・ 正村委員：同一の事業者が続けて落札している契約がどの程度あるのか。また、新規

事業者が落札するケースがどの程度あるのか？

- ・総務課長：新規事業者が落札しているから競争性が担保されているという考え方もあるかもしれないが、適正な入札を執行することにより、競争性が担保されていると考える。
- ・正村委員：競争性確保のため、町としてどのような努力をしているのか。
- ・契約法制係長：競争性の確保は、規則にのっとり複数社（500万円以上は5社、それ以外は3社）にて入札を実施している。
- ・正村委員：現状から、課題をどうとらえているのか。
- ・総務課長：長期継続契約は、発注者、受注者ともにメリットある制度。課題はないと考えるが、あえてあげるなら、新規参入希望者がいた場合、入札チャンスが3－5年後になる事例は考えられる。
- ・正村委員：契約額が年間3千万、5年間契約だと、総額1億5千万円になる。予算書では、単年契約額の5千万円しか見えてこない。気が付くと固定費が増えているということがある。これは、制度上のデメリットではないか。
- ・総務課長：どの制度にもメリット、デメリットはある。長期継続契約の場合は、メリットが上回。長期継続契約は、債務負担行為の必要のない制度であり、慎重な運用が必要であることから、法令で規定した業務でのみ採用している。
- ・正村委員：長期継続契約での支出総額は把握しているのか。
- ・総務課長：町全体の長期継続契約の総額は、把握していない。
- ・正村委員：総務課で把握していないなら、どこの部署で把握しているのか。
- ・総務課長：政策推進課では、実行計画で各事業の支出額を把握している。ただし、長期継続契約のカテゴリーで把握しているかは不明。
- ・委員長：ほかに質疑はないか。
- ・(なし)

- ・委員長：次に資料1-2について、質疑はないか。
- ・菊池委員：委託で随意契約が多い理由をどのように分析しているのか。
- ・契約法制係長：委託に限らず、4月末実績で随意契約の約66%が調達済みとなっている。4月末で契約済みとなるのは長期継続契約が多く、委託は切れ目のない業務が多いため、複数年契約が多くなる。長期継続契約の中に随意契約が多いという傾向がある。
- ・菊池委員：特命随契（1社のみ）は、他事業者が対応できないことをどのように確認しているのか。
- ・総務課長：担当課で確認している。
- ・菊池委員：緊急随契や不利随契について、後追いで検証は実施しているのか。
- ・総務課長：事案が終了したあとに、事業者選定の正当性の有無について、検証は実施していない。担当課だけではなく、契約審査会にて審議し、慎重な判断を行っている。
- ・正村委員：契約事務で、公正性、競争性、価格の妥当性などを町民に説明できることが必要。町は何に重点を置いて、どのような在り方を目指しているのか。
- ・総務課長：公正、公平な事務の実施。常に改善の意識を持ち、新たに導入できる制度

がないか検証、改善していくことが契約担当の使命であると考えている。現在、最低制限落札価格制度の導入について、調査研究している。

- ・正村委員：契約総数の約6割が随意契約であり、1,500万円をこえる随意契約が毎年あるが、この状況について、どのように捉えているのか。長期継続契約によるものが多いので、当然のことという考えなのか。
- ・総務課長：当然という認識はないが、他自治体と比較しても突出した状況ではない。随意契約は認められた手法であり、理由が説明できるかどうかが重要である。契約審査会で協議の結果、随意契約から入札に変更となるケースもある。現状に大きな課題があるとの認識はない。
- ・正村委員：随意契約のうち、少額契約、特命契約が主なものと思うが、それぞれ、実績で何件程度あるのか。
- ・契約法制係長：少額随契は、各担当課で実施するため今回の資料には含まれていない。特命随契件数の資料がないが、担当の感触としては、一番多いのが2号の特命随契、3号の特定随契、5号の緊急随契がまれにある。その他であるケースはほぼない。
- ・正村委員：1,500万円を超える契約について。R8 地域集会施設マネジメント委託料3,000万円が報道されていた。この契約は特命随契なのか。1,500万円を超える随意契約は、すべて特命随契なのか。
- ・総務課長：おそらく、特命随契だと認識している。
- ・早苗委員：特命随契について、本当に特定の業者でなければならないかどうかは、どのように協議しているのか。
- ・総務課長：契約事務全体として、お答えするなら、担当課でメーカーまで指定し1社となる場合、同等品でよいのであれば、見直しを求めたり、審査会で修正することもある。
- ・早苗委員：考え方は理解するが、導入後の結果について、検証がなされていない。これでは次につながらないのでは。例えば、じゃがバスは、整備可能事業者は1社のみ。汎用性がなく整備にも時間がかかる。本当にあのバスで良かったのか？というような、検証がない、契約事務の中でどのように対応すべきと考えるのか。
- ・総務課長：検証システムについては、研究したい。
- ・正村委員：随契が多くなっている。町として、地域事業者の育成と契約をどう整理しているのか
- ・総務課長：町の公共事業なので、自治体の役割として地域経済の循環、育成といった複合的視点は持つべき。よって、一般入札ではなく、指名競争入札としている。
- ・正村委員：地域事業者育成にのみに重点を置くと、競争性等が失われるのではないか。地域事業者を排除するという意味ではなが、1,500万円以上の特命随契のうち、地域事業者の契約もある。町民が疑念をもたないような入札事務の実施が必要。契約事務全体を足元から見直すべきではないか。
- ・総務課長：事案ごとに、地元事業者を含めた公平、公正の担保が必要。契約審査会は、追認会議体ではなく、実態を議論、協議して適切な運営をしている。公平性に疑念を持たれるような過度な配慮はしていない。
- ・正村委員：契約事務については、職員の倫理規定にもかかわる部分がある（退職職員

の受託事業者への再就職)。そういった、部分も含めて、もうすこし広い範囲で契約事務とそれらに関連することについて、総務課としてどう公正な事務を遂行しているのか。

- ・総務課長：地方公務員法上の再就職者による働きかけ規制を踏まえ、職員には法令遵守と誤解を招かない契約事務対応を徹底している。
- ・正村委員：地方公務員法の趣旨は、町民に疑念をもたれない行政運営だと思う。本当にその1社しかなかったのか？疑念を持つ町民がいるかぎり、現状を再確認し、対応すべきではないか。随意契約について、今後どういう方向性で進める考えなのか。
- ・総務課長：契約後の検証も実施すべきとの意見については、町として研究したい。担当課に加え契約担当の視点からも妥当性を確認し、疑念を抱かれぬよう一層緊張感を持って契約審査・事務に当たりたい。
- ・委員長：ほかに質疑はないか。
- ・(なし)

- ・委員長：自由討議を行う。「ア 契約事務について」意見はないか。
- ・菊池委員：随意契約、長期は必要な場面がある一方、説明責任がある。契約行政は価格だけでなく、品質確保、地域経済循環、行政への信頼にも関わる。低落札案件への対応や最低制限価格制度の研究、契約審査会の機能強化も含め、継続的な検証が必要である。
- ・伊藤委員：1,500万円以上の随意契約など、金額が大きいと、説明責任も大きくなる。経過をわかりやすく知らせるシステム、ルールが必要
- ・正村委員：長期継続契約については、町全体の支出総額を把握すべき。随意契約については、1,500万円を超える一者随契の内容や理由が現行資料では分かりにくいいため、再調査を検討したい。随契自体を否定するものではなく、町民に説明できる透明性の高い契約事務の遂行が重要である。
- ・早苗委員：現在の契約事務は契約締結で完結しがちだが、その契約が妥当であったか、案件形成が適切であったかを事後に検証する仕組みが必要である。こうした検証を行うことで、今後の事業や事務事業執行の改善・参考につながると考える。
- ・委員長：町民への説明責任や長期継続契約の件数・総額、財政上の影響など、今後検証すべき課題について意見があった。今後の調査は、相談して進めたい。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

正副一任

(2) その他

- ・委員長：「その他」で各委員からないか？
- ・堀切副委員長：議会だよりについて、7月号より委員会記事は事務局で担当することとなった。編集後記は、当番表のとおり、分担するようお願いしたい。
- ・委員長：先進地事務調査については、集会施設とコミュニティの関係や新たな計画と

なるような観点から調査を進める方向で調整中である。

- ・委員長：議長からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：事務局からないか？
- ・(なし)

以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	0名
令和8年5月27日								
総務経済常任委員会委員長 木村 淳彦								
議長	副議長	局長	係長	主査	作成者氏名			
					大石 真澄			